

令和3年度 学校経営方針

佐伯市立八幡小学校

1 本校教育の基本方針

日本国憲法・教育基本法および学校教育法に明示されている教育の目的・目標を踏まえ、新学習指導要領への適切な対応に努めるとともに、「令和3年度大分県教育委員会重点方針」及び「第2次佐伯市総合計画」「さいき“まなび”プラン2017（第2期佐伯市長期総合教育計画）」をもとに、地域ならびに保護者、教職員の願いや児童の実態の上に立ち、地域・保護者に関われ、信頼される活力ある学校づくりをめざす。また、新たな時代の要請に応えるために、全ての教職員の創造性、自発性、英知を結集して、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の育成に努める。

2 学校教育目標

確かな学力と豊かな心を身につけ、何事にも自ら考え行動できる児童の育成

3 めざす子ども像

(1) やさしい子ども（豊かな心の育成）

- ・元気で気持ちのよいあいさつができる子ども
- ・自分も相手も大切にすること
- ・相手の立場を理解し、行動する子ども

(2) はげみ学び合う子ども（確かな学力の育成）

- ・自分の考えを発表し、人の話を聞き、考えを深める子ども
- ・互いの良さを認め合い、協力し合う子ども
- ・課題に向かって、粘り強くやり抜く子ども

(3) たくましい子ども（健やかな体の育成）

- ・いろいろな運動に進んで挑戦する子ども
- ・健康安全に気をつけ、生活する子ども
- ・早寝早起き朝ご飯を実践する子ども

4 めざす学校像 ～夢と笑顔あふれる落ち着いた学校～

(1) 元気な挨拶 明るい学校

- ・明るい挨拶と笑顔のある学校
- ・伸び伸びとした中に規律がある学校
- ・思いやりの心でお互いを助け合う学校

(2) 地域に関われた 信頼される学校

- ・基礎的・基本的学習内容が身につく、子どもの成長の様子が実感できる学校
- ・自ら考え行動し、命を守る防災教育の推進をし、安全安心な学校
- ・相談事や悩みなどについて誠意をもって対応する学校
- ・校区の自然、産業、歴史、人などの体験活動や体験学習に取り組む学校

(3) 組織的に課題に取り組む学校

- ・危機管理が徹底した安全な学校
- ・職員間の協働体制が整い、全教職員で組織的に取り組む学校

5 めざす教職員像

(1) 子どもの力を伸ばす教職員

- ・子どもを愛し、子どもとふれあい、子どもとともに学ぶ教職員
- ・子ども一人一人の良さや可能性を見出し、伸ばそうとする教職員
- ・優しく厳しく教え、「わかる授業」を推進する教職員

(2) 学び合い高め合う教職員

- ・組織の一員として、仲間の職員と絶えず学び合い、自ら進んで研修を深める教職員
- ・心身ともに健康で、協調性に富み、保護者、地域から信頼される教職員

6 本年度の具体方針

(1) 「生きる力」をはぐくむ教育の推進

① 確かな学力の育成

- ・「ふるさと創生」を核とした総合的な学習の時間の充実を図る。
- ・子どものよさや能力を伸ばす指導方法の工夫・改善（新大分スタンダードを基盤）に努め、主体的・対話的で深い学びを創造する。
- ・問題解決的な学習や体験的な学習など多様な学習活動を工夫し、「わかる」喜びと学ぶ意欲を育てる授業改善に組織的に取り組む。
- ・授業と連動した家庭学習の内容を充実させ、習慣化・意欲化を図る。

② 豊かな心の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳性、平和を希求する心の育成を図る。
- ・豊かな心をはぐくむための福祉体験活動や自然体験活動の推進をする。
- ・望ましい人間関係を築くためのコミュニケーション能力を育成する。
- ・読書意欲を高め、学校図書館を活用した授業の実践をする。

③ 健やかな体の育成

- ・基本的生活習慣の定着を図る。
- ・給食後のブラッシングやフッ化物洗口の実施等による歯と口腔の健康作りを推進する。
- ・体育的行事の工夫や楽しい体育の授業の創造をする。
- ・栄養教諭等を活かし、食についての指導・健康安全指導を充実させ、食育を推進する。
- ・体力向上を図る「一校一実践」に継続的に取り組む。

④ 特別支援教育の充実

- ・特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制を確立する。
- ・合理的配慮・ユニバーサルデザインの良さを取り入れた学級や授業づくりをする。
- ・個の的確な把握と個にあった指導計画・支援計画を作成、支援の充実を図る。
- ・職員研修や教育相談活動の充実を図る。

⑤ 生徒指導の充実

- ・関係機関と連携したいじめ・不登校への相談体制を整備し、生徒指導の充実を図る。
- ・生徒指導の3機能を核とした教育活動や積極的生徒指導に取り組む。
- ・縦割り班を活用した清掃活動や交流活動を通じた学校・学級づくりと仲間づくりを進める。
- ・気になる子の情報の共有化を図り、組織的な対応を徹底する。

⑥ 幼児教育の充実

- ・小学校入学に向けた園児と児童の交流を教育課程に位置づけ、「アプローチカリキュラム」や小1プロブレムに対応した「スタートカリキュラム」の実践を深め、幼小接続を推進する。

⑦教育の国際化・情報化の推進

- ・コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成をめざす外国語教育（活動）や国際理解教育の充実を図る。
- ・ICT機器を活用した授業改善を推進し、情報活用能力を向上させる。
- ・家庭と連動した情報モラル教育を推進する。（「9 to 7ルール」の徹底）

（2）信頼と協働による学校づくりの推進

①豊かな教育環境の整備

- ・地域人材や地域の教育資源の活用を活用した特色ある学校づくりを推進する。
- ・小中一貫教育について協議を深め、9年間を見通した教育活動を実施する。
（学習規律・家庭学習の取組、カリキュラムの整備、地域清掃活動、防災教育等）

②地域とともにある学校づくり

- ・学校・家庭・地域と連携及び協働により、教育活動の充実を図る。
- ・学校運営協議会（CS）の運用による地域との協働。
- ・地域の「ひと、もの、こと」を積極的に活用しながら、地域の伝統行事やボランティア活動に積極的に参加し、郷土を愛する心を養う。
- ・「地域に開かれた学校」を確かなものにするための情報発信として、「学校だより」、「学級通信」及び学校ホームページの充実を図る。

③安全・安心な学校づくり

- ・学校安全計画及び危機管理マニュアルの不断の見直しと危機管理意識の高揚を図る。
- ・児童に自らの危機回避能力の育成を図る。
- ・不審者、火災、地震津波等に対応した避難訓練を行い、命を守る防災教育を進める。
- ・西幡安全安心パトロール隊や地域と連携した安全対策、教育環境を充実させる。

④教職員の意識改革と資質能力の向上

- ・付きたい資質能力を明確にした学校教育目標の設定と達成に向け機能する組織を確立する。
- ・学校の活性化をめざし、ミドル・アップダウン・マネジメントの実働を図る。
- ・働き方改革や「チーム学校」の視点に立った効果的・組織的な学校運営を推進する。
- ・課題解決に向けて、協働的な実践研究に基づく組織的な校内研究の実践を図る。

（3）人権を尊重するまちづくりの推進

①人権教育の視点を明確にした教育活動の推進

- ・人権問題の8つの課題に関する教材を活用した授業や人権教育の日常化を図る。
- ・支え合い、認め合う仲間づくりを推進する。

②保護者との連携の推進

- ・情報の発信と共に授業公開やPTAとの共催による学習会を実施する。

③教職員研修の充実

- ・部落差別解消の推進をはじめとするあらゆる人権問題を自らの課題として受け止める人権感覚の涵養をはかる研修を充実する。（各種研修会への積極的参加）